

犯罪収益移転防止法の概要

犯罪収益移転防止法とは

犯罪による収益が組織的な犯罪を助長するために使用されるとともに、犯罪による収益が移転して事業活動に用いられることにより健全な経済活動に重大な悪影響を与えること等から、犯罪による収益の移転の防止を図り、国民生活の安全と平穏を確保するとともに、経済活動の健全な発展に寄与することを目的として制定されたものです。

犯罪収益移転防止法上の義務

「特定事業者」として位置付けられた宅地建物取引業者を含む全46の事業者は、**特定取引※を行う際に本人確認を実施すべきこと等が義務付けられています。**

※宅地建物取引業者による特定取引は、「宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介」とされています。

顧客が個人の場合は、本人特定事項(氏名・住居・生年月日)、取引目的及び職業を、顧客が法人の場合は、本人特定事項(名称・本店等所在地)、取引目的、事業内容及び実質的支配者を確認する必要があります。

法第4条

取引時確認の実施

特定取引を行う際は、顧客の「本人特定事項」等の確認が必要です。本人特定事項とは、顧客が個人の場合は『氏名・住居・生年月日・取引目的・職業』、顧客が法人の場合は『名称・本店所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者』をいいます。

この本人特定事項については、運転免許証や登記事項証明書等の公的証明書の原本提示を受けるなどの方法によって確認しなければなりません。

法第6条

確認記録の作成・保存

取引時確認を実施した場合に作成し、7年間保存することが義務付けられています。本人特定事項や取引時確認を実施するためにとった措置等を記録します。

法第7条

取引記録の作成・保存

特定業務に係る取引を行った場合に作成し、7年間保存することが義務付けられています。確認記録を検索するための事項や、取引の日付・種類・額等を記載します。

法第8条

疑わしい取引の届出

特定業務において收受した財産が犯罪による収益である疑いがあると認められる場合等には、速やかに、免許行政庁に対して「疑わしい取引の届出」を行わなければなりません。

特定事業者 H28.7現在 46業種

金融機関等

ファイナンスリース事業者

クレジットカード事業者

宅地建物取引業者

宝石・貴金属等取扱事業者

郵便物受取サービス業者、
電話受付代行業者、
電話転送サービス事業者

弁護士・弁護士法人

司法書士・司法書士法人

行政書士・行政書士法人

公認会計士・監査法人

税理士・税理士法人

特定取引

宅地・建物の売買契約の締結
又はその代理若しくは媒介

<確認記録の作成・保存>

- 『取引時確認』を行った場合は、直ちに確認記録を作成し、その契約が終了した日から7年間保存しなければなりません。
- 確認記録の様式指定はありませんので、記録すべき事項を網羅した形で、任意に作成いただく必要があります。

番号	記載すべき事項	備考	番号	記載すべき事項	備考
1	取引時確認を行った者の氏名		13	法人顧客の営業所等に取引関係文書を送付したとき又は当該営業所等に赴いて同文書を交付したときは、その営業所等の名称・所在地とその取引関係文書の名称・記号番号	
2	確認記録を作成した者の氏名		14	顧客の本人特定事項	顧客が国等のときは、国等の名称・所在地
3	本人確認書類の提示を受けたときは、提示を受けた日付と時刻 (*その書類の写しを確認記録に添付・保存する場合は、日付のみ)	【提示のみ法】又は【提示+送付法】の場合	15	代表者等による取引の場合、その代表者等に関する次の事項 ・本人特定事項 ・顧客との関係 ・顧客のために取引の任に当たっていると認められた理由	
4	本人確認書類又はその写しの送付を受けたときは、送付を受けた日付	【受理+送付法】の場合	16	顧客が取引を行う目的 *顧客が国等(人格のない社団・財団を除く)の場合は確認不要	売主…買換用など 買主…居住用など
5	取引関係文書の送付を行ったときは、送付した日付	【提示+送付法】等により確認した場合	17	顧客の職業又は事業内容 (*顧客が法人の場合は、事業内容を確認した書類とその確認方法)	会社員、自営業など
6	取引関係文書を送付に代え、顧客の住居又は本店等に赴いて、その顧客に取引関係文書を交付したときは、交付した日付	【提示+送付法】又は【受理+送付法】で確認した場合	18	実質的支配者の有無とその確認方法、確認に用いた書類名称	※実質的支配者の関係は、顧客が法人の場合のみ
7	ハイリスク取引での本人特定事項の確認に際して本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該書類若しくはその写しの送付を受けたときは、提示又は送付を受けた日付	ハイリスク取引(なりすまし・偽り・特定国等)の場合	18	実質的支配者の本人特定事項とその確認方法、(確認に用いた書類名称・記号番号等を含む)	※確認に書類を用いるのは、ハイリスクの場合のみ
8	取引目的・職業(又は事業内容)・実質的支配者を確認した日付 (*ハイリスク取引で「資産・収入の状況」を確認した場合はその日付)		19	資産・収入の状況の確認方法と確認に用いた書類名称・記号番号	ハイリスク取引の場合
9	取引時確認を行った取引の種類	「売買」	20	顧客が自己の氏名・名称と異なる名義を用いているときは、その名義及び異なる名義を用いる理由	
10	顧客・代表者等の本人特定事項の確認を行った方法		21	顧客が外国PEPsであるときは、その旨及び外国PEPsであると認められた理由	順番の入れ替え
11	本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、その書類名称・記号番号		22	取引記録を検索するための事項	
12	現在の住居(又は本店所在地)を確認するために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、その書類名称・記号番号		23	なりすまし・偽りに係る取引に際して確認を行ったときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための事項	

及び当該実質的支配者と顧客との関係並びに

順番の入れ替え